

平成29年（ネ）第373号 「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求控訴事件

控訴人 中島 孝 外

被控訴人 国 外1名

控訴審準備書面（被害7）

（旧緊急時避難準備区域及び旧一時避難要請区域の被害に関する社会的事実）

2019（令和元）年7月12日

仙台高等裁判所第3民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁 護 士 安 田 純 治 外

弁 護 士 馬 奈 木 巖 太 郎

第1 はじめに

1 旧緊急時避難準備区域及び一時避難要請区域の概要

旧緊急時避難準備区域は、2011（平成23）年4月22日、福島第一原発に係る危険防止の観点から設定された地域であり、立ち入り制限は設けられていないものの、自主的避難及び子ども、妊婦等の避難が促されていた地域である。同区域の範囲としては、福島第一原発から概ね半径30キロメートル圏内の地域のうち、南相馬市、田村市、川内村、楡葉町、広野町の各地域である。同区域は、同年9月30日に解除された（丙C27）。

旧一時避難要請区域は、2011（平成23）年3月16日、南相馬市が政府による避難指示とは別に、市民の生活の安全確保等を理由として、独自の判断に基づき一時避難を要請した区域である。したがって、南相馬市のうち、避難指示区域と旧緊急時避難準備区域に指定された地域を除いた区域（鹿島区の西側一部

を除く大部分) が同地域に該当する。南相馬市は、同年4月22日、自宅での生活が可能なる者の帰宅を許容する旨の見解を示し、同区域は解除された。

これらの区域は、避難指示区域とは異なり、避難が強制されたものではないが、政府ないし自治体から避難を促されていた区域であり、実際に多くの住民が避難をしていたものである。

2 中間指針等による賠償

(1) 旧緊急時避難準備区域

旧緊急時避難準備区域の居住者に対する慰謝料については、中間指針(丙A2、丙A4、)及び自主賠償基準(丙C19、丙C20、丙C88)により、緊急時避難準備区域として指定されていた期間(2011年9月30日まで)及び緊急時避難準備区域の指定が解除されてから11か月後(2012年8月31日)までは、月額10万円(計180万円)を認めている。また、自主賠償基準では、2012(平成24)年9月1日時点で高校生以下の者について、同日から2013(平成25)年3月31日まで、月額5万円の賠償が認められている(丙C19)。

(2) 旧一時避難要請区域

旧一時避難要請区域の居住者に対する慰謝料については、中間指針(丙A2、丙A18)は避難者に対し2011(平成23)年7月末日まで月額10万円(合計50万円)の賠償を認め、自主賠償基準(丙C19、20)は避難の有無を問わず同年9月30日まで月額10万円(合計70万円)の賠償を認めている。

3 原判決の判断

原判決は、旧緊急時避難準備区域の居住者につき、「帰還困難区域と同様に正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたものであり、旧緊急時避難準備区域に滞在を続けた原告らについても、今後の本件事故の進展に対する不安、いつ避難を強られるか分からない不安、生活による被曝の不安等を感じ

た」と認定した上で、上記中間指針等による賠償を超える損害が認められるか、との観点で検討を行っている（原判決208頁以下）。

旧緊急時避難準備区域については、中間指針等で賠償が認められている期間（2012（平成24）年8月末日まで）はこれを超える損害は認められないとした上で、2012（平成24）年9月以降、空間線量率が概ね5mSv/yを下回っていたこと、公共サービス、生活関係サービスは概ね復旧していたこと等から、空間線量が1mSv/yを超え、放射線被曝への不安や生活の支障が完全に解消されていないことを考慮しても、2012（平成24）年9月以降、賠償すべき損害があるとは言えない、と判断している。子ども・妊婦についても、自主賠償基準による2013（平成25）年3月まで月額5万円の賠償で足り、これを超える損害は認められないとしている。

旧一時避難要請区域については、中間指針等で認められた賠償期間（2011（平成23）年9月30日まで、月額10万円の合計70万円）については、これを超える損害はないとし、公共サービス、生活関連サービスは概ね復旧していたことを認めつつ、10mSv/y相当値を超える空間線量率が計測されていること、冷温停止状態の達成が確認されたのが同年12月16日であること、自主的避難対象区域旧居住者の子ども・妊婦は同年12月まで賠償の対象とされており、子ども・妊婦以外も同期間賠償の対象とすべきことなどから、2011（平成23）年10月から12月までの3か月間の損害として3万円を認定した。

4 被告東京電力の主張（1審被告東京電力準備書面（2））

被告東京電力は、旧緊急時避難準備区域の一審原告等の損害について、避難は強制されたものではないこと、空間線量が年間20ミリシーベルトを大幅に下回っていること、県民健康調査の結果、預託実行線量は健康に影響が及ぶ数値ではなかったこと、教育機関、行政機関、公共交通網、医療機関もほぼ再開しているとしている（被告東京電力準備書面（17）、被告電力最終準備書面（3））。

また、強制避難区域と比較し政府の指示内容には大きな違いがあり、指定され

ていた期間も6か月間と短期間であって、立入りや居住が禁止されることもなく、生活基盤への侵襲の程度や隔絶の程度が相対的に低いこと、将来への不安も相対的に小さいことなどから、中間指針等を超える損害は生じていないと主張する。

さらに、月額10万円の慰謝料額についても、「最低限の基準」ではなく、過去の裁判例等を元に算出されたものであり、被害者の精神的苦痛を慰藉するに十分であり、終期についても区域指定及び解除の経緯、インフラの回復状況、空間線量などから、合理性・相当性があるとする。

加えて、本件類似の裁判例や他の国家賠償事件等の裁判例を挙げ、それらの水準と比較し、旧緊急時避難指示区域の居住者に対する賠償額は不当ではないと主張する。

5 一審原告らの主張

一審原告らは、控訴理由書200頁以下で、旧緊急時避難準備区域に居住していた一審原告らの避難状況、失われた環境や生活、地域の食文化、地域社会との交流、生きがい等を具体的に適示し、2012（平成24）年8月までの月額慰謝料は15万円以上認められるべきこと、同年9月以降も賠償が認められるべきことを主張した。

いわき避難者訴訟判決（福島地方裁判所いわき支部平成29年10月11日判決）では、旧緊急時避難準備区域内に生活の本拠を有していた原告らについて、中間指針等で考慮されていない損害項目が存在するとして、1人当たり総額250万円（すなわち、中間指針等による賠償180万円との差額70万円が未払である。）の慰謝料が相当であると判示している（同判決325頁）。かかる判断は、同地区居住者らにとってみれば、極めて低廉に過ぎるものであるが、緻密な事実認定を元に、中間指針等では評価されていない損害項目が存在するとの点は評価できる。

本書面では、上記いわき避難者訴訟判決も踏まえ、緊急時避難準備区域及び一

時避難要請区域について、住民の帰還率、除染状況、医療機関、教育機関、経済状況などの社会的事実を主張することにより、中間指針等では評価されていない損害が存在しており、中間指針等による賠償では損害を填補できていないことを明らかにする。

第2 帰還率

1 田村市（別紙1）

田村市の緊急時避難準備区域（福島第一原発から20キロメートルから30キロメートルの範囲）における2011（平成23）年3月11日時点の人口は4114人である。緊急時避難準備区域は、2011（平成23）年9月30日に解除されたが、居住人口変動率（震災当時の人口に対する当該時点の居住者数の比率）が50%を超えたのは2012（平成24）年12月になってからであり、その後、増加して一時は75%を超えたものの、2017年末頃から減少に転じ、2019（令和元）年5月末日時点では、73%になっている。

また、住基人口増減率（震災当時の住民登録者数に対する当該時点の住民登録者数の割合）も、2013（平成25）年4月30日時点では92.9%あり、同年10月31日時点では93.3%に回復していたものの、その後は徐々に減少し、2019（令和元）年5月31日時点では78.6%までに落ち込んでおり、6年間で20%以上も人口が減少していることが分かる。

さらに、居住率（当該時点の住民登録者数に対する居住者数の割合）は、2013（平成25）年4月30日時点でもわずか54.8%であり、多くの住民が避難していたことが明らかであるし、その後回復してはいるものの、90%を超えたのは2017（平成29）年3月31日になってからである。その上、2019（令和元）年5月31日時点でも居住率は92.8%にとどまり、10%近くの住民が避難生活を続けているのである。

したがって、田村市の緊急時避難準備区域全体を見れば、3割もの住民が転居

したり未だに帰宅することができていない状況にあるのである。

2 南相馬市（別紙2）

南相馬市は、原町区のうち、帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域に指定された地区を除き、多くの地域が緊急時避難準備区域に指定されていた。また、南相馬市のうち本件原発から30キロ圏外で計画的避難区域に指定されなかった区域（鹿島区の大部分、原町区の一部）については、南相馬市によって一時避難要請区域とされた。

当該地域においては、本件原発事故当時の住民登録者数は5万7280人であったが、徐々に減少し、2019（令和元）年5月31日時点で5万1683人と、約10%減少しており、継続して減少している様子から、今後増加する見込みもない。

帰還率についても、未だ同地区に住民登録を有する者のうち、いずれも10%以上が避難生活を続けている。原町区においては、2016年7月31日から2019年5月31日の約3年間でわずか4%程しか回復しておらず、鹿島区においては、帰還率はむしろ緩やかに減少している。

すなわち、これらの地域においては、全住民の1割が転居し、さらに、1割が避難生活を続けているのであるから、居住人口としては2割程度も減少していることが明らかである。

3 広野町（別紙3）

広野町は、2011（平成23）年3月12日に福島第二原発から10キロメートル圏内に避難指示がなされ（同年4月21日に8キロメートル圏内とされたため、広野町は対象外となる。）、同年4月22日には福島第一原発から20キロメートルから30キロメートルの範囲内（広野町のほぼ全域）が緊急時避難準備区域に指定された。緊急時避難準備区域は、同年9月30日に解除された。

また、広野町は、同年3月12日、町として全町民に対して避難指示を発令した。同避難指示は、2012（平成24）年3月31日に解除された。

広野町は、旧緊急時避難準備区域が解除された2011（平成23）年9月末日の時点でも、居住人口変動率（震災当時の総人口に対する当該時点における居住者数の割合）がわずか5.4%にとどまっており、旧緊急時避難準備区域解除に伴って若干居住人口変動率が上昇（6.2%）したものの、再び減少し、広野町が避難指示を解除した2012（平成24）年3月末日時点でも5.1%にとどまっている。その後、居住人口変動率は緩やかに上昇を続けているものの、25%を超えたのは原発事故から3年が経過した2014（平成26）年3月になってからであり、50%を超えたのは2016（平成28）年6月である。すなわち、震災前の人口の半分に戻るまでに5年以上を要しているのである。そして、2017（平成29）年4月に70%を超えて以降、2019（令和元）年5月末日時点まで、2年を経過してもわずか6%程しか上昇しておらず、ほぼ横ばいの状態であり、広野町の居住人口は4分の1も減少したままとなっている。

さらに、住基人口についても、データの存する2016（平成28）年11月以降、減少を続けており、2019（令和元）年5月末日時点では、本件原発事故当時の87.6%となっている。わずか8年の間に、12.4%も人口が減少してしまっているのである。

4 川内村（別紙4）

川内村は、2011（平成23）年3月12日、福島第一原発から20キロメートル圏内が避難指示区域に指定され、他の地域は同年4月22日に緊急時避難準備区域に指定された。緊急時避難準備区域は同年9月30日に解除され、避難指示区域も2012（平成24）年4月1日、2014（平成26）年10月1日の再編を経て、2016（平成28）年6月14日に避難指示が全面的に解除された。

川内村では、データの存する2014（平成26）年12月1日以降、居住人口変動率は上昇をしているものの、2014（平成26）年12月1日時点では51.8%にとどまっており、本件原発事故以前の半数程度にしか回復していない。また、2017（平成29）年1月1日時点でも、居住人口変動率は61.8%にとどまっており、4割近くも居住者が減少した状態である。旧避難指示区域（福島第一原発から20キロメートル圏内）の居住率（住基人口に対する居住者数の割合）も、同日時点で20.6%にとどまっており、8割もの住民が避難生活を続けている。旧緊急時避難準備区域の居住率も、同日時点で74.8%と、4分の1の住民が避難生活を継続しているのである。

住基人口増減率についても、2014（平成26）年12月以降、ほとんど変動はなく、90%程を維持しており、10%人口が減少していることがわかる。

5 小括

以上のとおり、旧緊急時避難準備区域は、本件原発事故後、半年ほどで解除されたにもかかわらず、居住人口も、住基上の人口も十分回復しているとはいえ、多くの住民が転居するか、避難生活を継続することを選択しているのである。地域の生活を支える「人」が帰還できていない以上、当該地域での生活は到底本件原発事故以前と同水準に戻ったなどとは評価することができないし、少なくとも、中間指針等が認める賠償期間及び賠償額のみで、被害がなくなったとは到底評価できないことが明らかである。

第3 除染の状況について

1 放射性物質汚染対処特措法は、本件事故後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあるとされた計画的避難区域と、福島第一原発から半径20キロ圏内の警戒区域については、除染特別地域として、国が除染の計画を策定し除染事業を進める地域として指定している。

旧緊急時避難準備区域及び旧一時避難要請区域のうち、除染特別地域として

対象とされている市町村は、檜葉町並びに川内村、田村市、南相馬市で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域である。これらの市町村においては、国が直轄して除染実施計画に基づく除染を実施し、平成29（2017）年3月末までに、帰還困難区域を除く地域については、除染実施計画に基づく除染が完了したとされている。

また、広野町は、除染特別地域としてではなく、「汚染状況重点調査地域」として指定を受け、広野町が自ら除染を行い、平成29年（2017年）3月末までに除染実施計画に基づく除染が完了したとされている。

2 5市町村の除染状況について

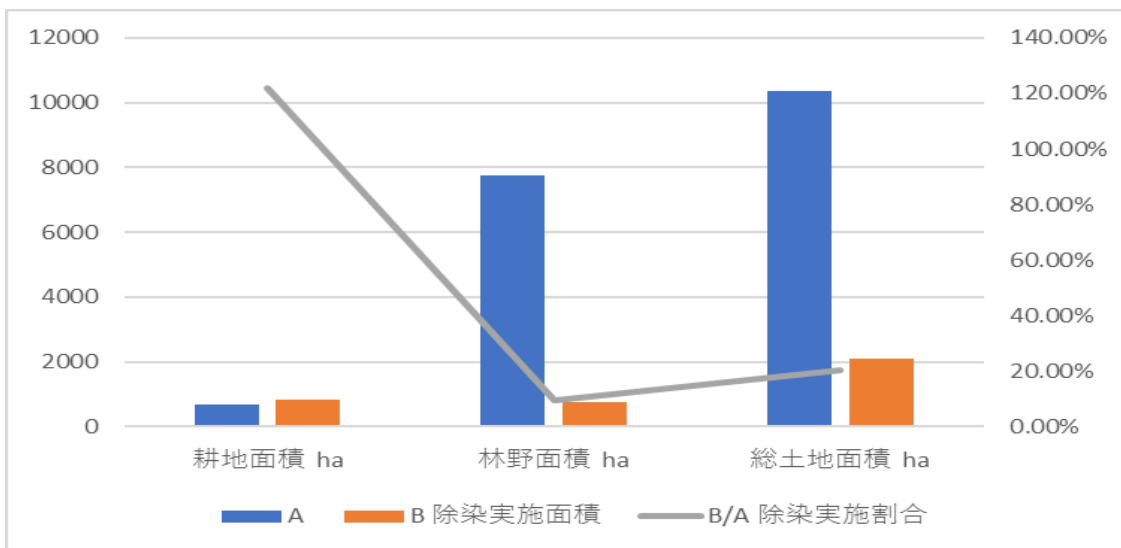
(1) 檜葉町

檜葉町は、総土地面積1万0364ヘクタール、耕地面積681ヘクタール、林野面積7752ヘクタールとなっている（甲C283号証）。

これに対して、除染が実施された面積は、耕地（農地）830ヘクタール、林野（森林）740ヘクタールであり、全体で2100ヘクタールである（甲C284号証）。

これをまとめると、以下の図の通りであり、除染実施割合は、全体として町の2割程度に止まり、林野については1割にも満たない水準となっている。

	A	B	B/A
		除染実施面積	除染実施割合
耕地面積 ha	681	830	121.88%
林野面積 ha	7752	740	9.55%
総土地面積 ha	10364	2100	20.26%
	*引用証拠に基づいた結果、除染実施面積が耕地面積を上回っている。		



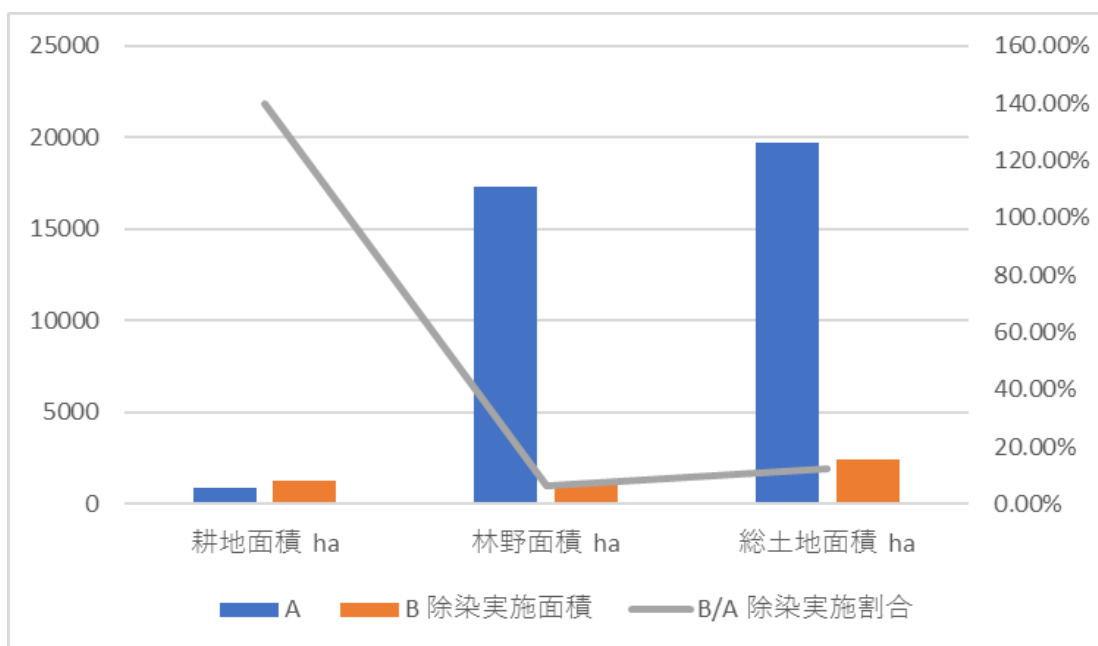
(2) 川内村

川内村は、総土地面積1万9735ヘクタール、耕地面積906ヘクタール、林野面積1万7316ヘクタールとなっている（甲C317号証）。

これに対して、除染が実施された面積は、耕地（農地）1270ヘクタール、林野（森林）1128.2ヘクタールであり、全体で約2400ヘクタールである（甲C318、319号証）。

これをまとめると、以下の図の通りであり、除染実施割合は、全体として村の12%程度に止まり、林野については1桁台という水準となっている。

	A	B	B/A
		除染実施面積	除染実施割合
耕地面積 ha	906	1270.0	140.01%
林野面積 ha	17316	1128.2	6.51%
総土地面積 ha	19735	2398.2	12.15%
* 引用証拠に基づいた結果、除染実施面積が耕地面積を上回っている。			



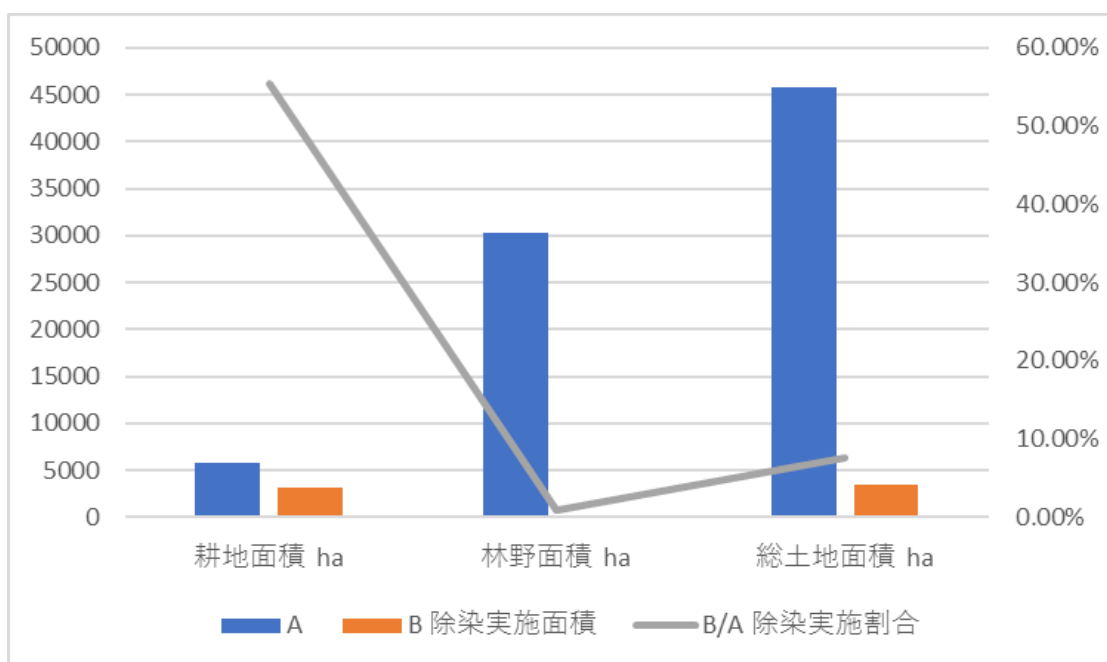
(3) 田村市

田村市は、総土地面積4万5833ヘクタール、耕地面積5780ヘクタール、林野面積3万0326ヘクタールとなっている（甲C320号証）。

これに対して、除染が実施された面積は、耕地（農地）3199ヘクタール、林野（森林）280ヘクタールであり、全体で3479ヘクタールである（甲C321、322号証）。

これをまとめると、以下の図の通りであり、除染実施割合は、全体として市の5%未満に止まり、林野については1%にも満たない水準となっている。

	A	B	B/A
		除染実施面積	除染実施割合
耕地面積 ha	5780	3199	55.35%
林野面積 ha	30326	280	0.92%
総土地面積 ha	45833	3479	7.59%



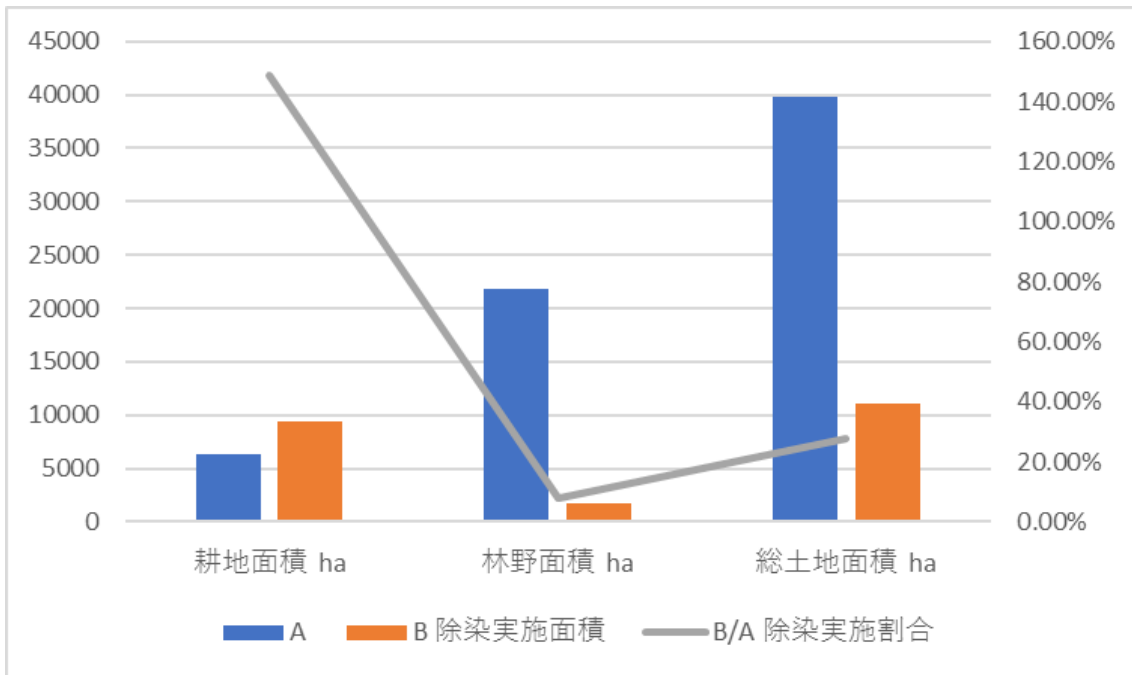
(4) 南相馬市

南相馬市は、総土地面積3万9858ヘクタール、耕地面積6310ヘクタール、林野面積2万1770ヘクタールとなっている（甲C323号証）。

これに対して、除染が実施された面積は、耕地（農地）9398.8ヘクタール、林野（森林）1729.6ヘクタールであり、全体で1万1128.4ヘクタールである（甲C324、325号証）。

これをまとめると、以下の図の通りであり、除染実施割合は、全体として市の2割未満に止まり、林野については1割にも満たない水準となっている。

	A	B	B/A
		除染実施面積	除染実施割合
耕地面積 ha	6310	9398.8	148.95%
林野面積 ha	21770	1729.6	7.94%
総土地面積 ha	39858	11128.4	27.92%
	* 引用証拠に基づいた結果、除染実施面積が耕地面積を上回っている。		



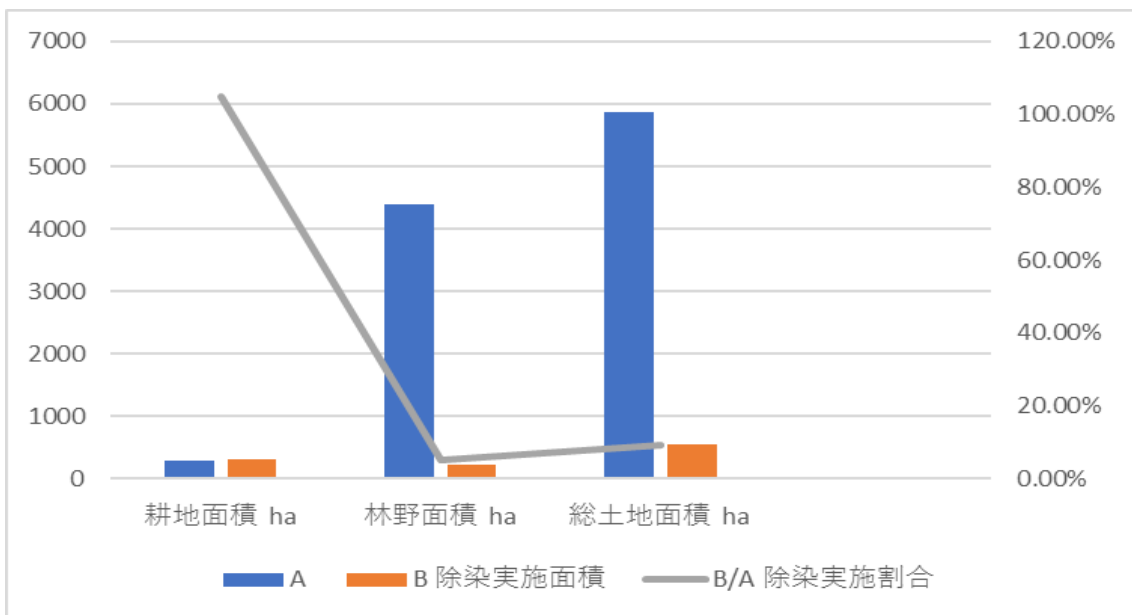
(5) 広野町

広野町は、総土地面積5 8 6 9ヘクタール、耕地面積3 0 1ヘクタール、林野面積4 3 9 1ヘクタールとなっている（甲C 3 2 6号証）。

これに対して、除染が実施された面積は、耕地（農地）3 1 5 . 8ヘクタール、林野（森林）2 3 4 . 1ヘクタールであり、全体で5 4 9 . 9ヘクタールである（甲C 3 2 7号証）。

これをまとめると、以下の図の通りであり、除染実施割合は、全体として町の1割未満に止まり、林野については5%程度の水準となっている。

	A	B	B/A
		除染実施面積	除染実施割合
耕地面積 ha	301	315.8	104.91%
林野面積 ha	4391	234.1	5.33%
総土地面積 ha	5869	549.9	9.37%
* 引用証拠に基づいた結果、除染実施面積が耕地面積を上回っている。			



3 小括

以上のとおり、除染は完了したとされているものの、対象区域は各自治体の全域とはなっておらず、極めて限定された範囲に止まっている。とくに、除染が原状回復に向けた中核的な措置として位置づけられており、除染特別地域においては森林の占める割合が高いことからしても、生活圏の森林に限って除染対象とす

る方針は、不十分としか言いようがない。

また、除染特別地域における除染の目標は、放射性物質汚染対処特措法に基づき平成23年11月11日に閣議決定された基本方針によれば、「自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量（以下「追加被ばく線量」という。）が年間20ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指すものとする。ただし、線量が特に高い地域については、長期的な取組が必要となることに留意が必要である」というものであって、各自治体が除染を実施する汚染状況重点調査地域とは異なり、当面の数値目標を設定できるような状況にはない。除染が実施されたとしても、それをもって原状回復がなされたとは到底評価することができない。

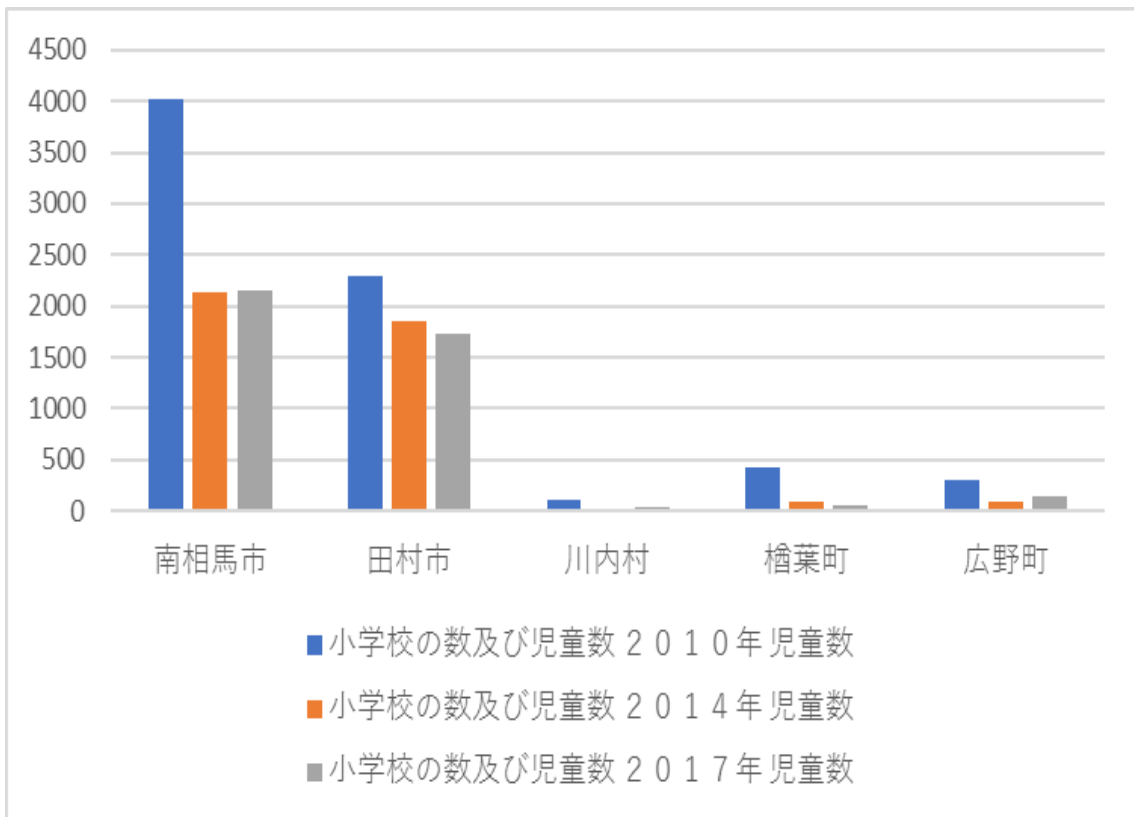
第4 教育機関の状況について

1 小学校の校数及び児童数、中学校の校数及び児童数について、南相馬市、田村市、川内村、檜葉町、広野町の5市町村を対象に、本件事故前と本件事故後の変遷をまとめると、以下のとおりである。

2 小中学校の校数及び児童数の変遷について

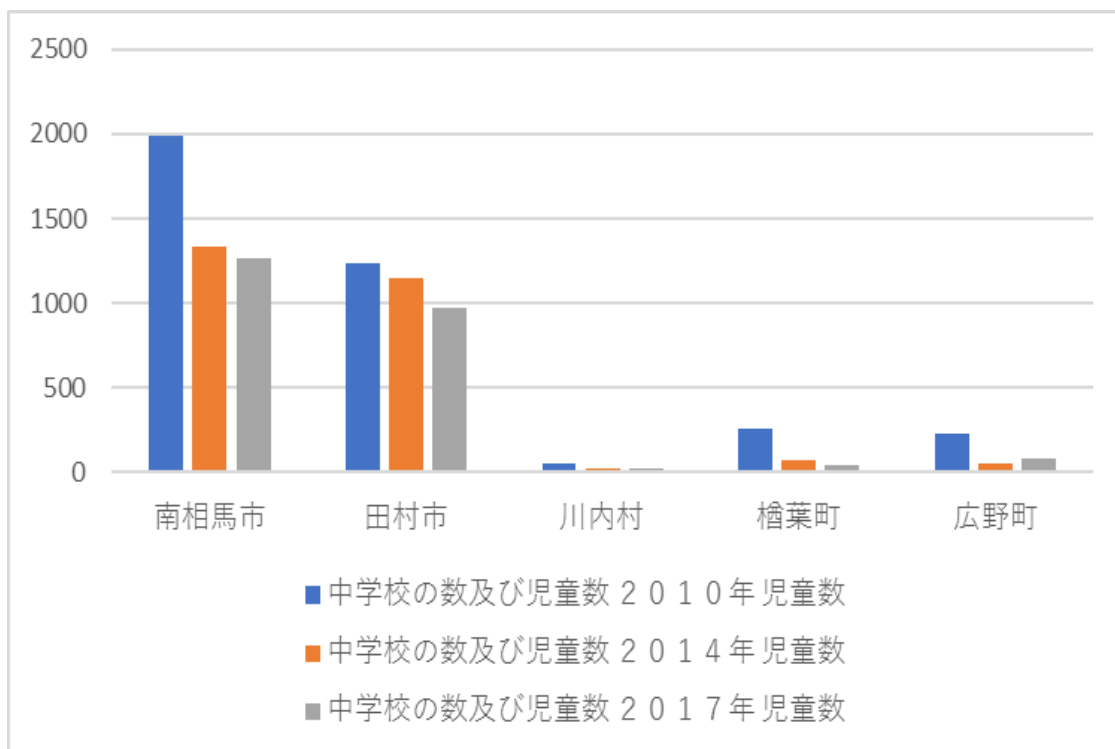
5市町村の小学校の校数及び児童数について、本件事故前と本件事故後を自治体ごとに時系列にまとめたのが、下図である（甲C328～330号証）。

小学校の数及び児童数						
	2010年		2014年		2017年	
	校数	児童数	校数	児童数	校数	児童数
南相馬市	16	4028	15	2132	15	2158
田村市	18	2299	16	1850	13	1722
川内村	1	112	1	26	1	45
檜葉町	2	432	2	87	2	62
広野町	1	311	1	91	1	143



次に、同様の方法で中学校の校数及び児童数の変遷をまとめたものが、下図である（甲C331～333号証）。

中学校の数及び児童数						
	2010年		2014年		2017年	
	校数	児童数	校数	児童数	校数	児童数
南相馬市	6	1985	6	1331	6	1266
田村市	7	1236	7	1145	7	974
川内村	1	54	1	17	1	17
檜葉町	1	254	1	73	1	43
広野町	1	230	1	50	1	83



南相馬市は小学校の児童数がほぼ半減、中学校の児童数は約3分の2と減少している。檜葉町は小中学校ともに2割以下に減少、川内村及び広野町は小中学校ともに3分の1程度と著しく低下している。

3 小括

小学校、中学校と共通して言えるのは、指示が解除されたとしても、児童数が回復傾向にあるとは言えないということである。

第5 医療機関の状況について

- 1 医療機関の存在は、社会的インフラのなかでも重要な地位を占める。とくに、避難指示が出された地域は高齢者が多く、そうした世代にとっては、医療機関が身近に存在するかどうかは、帰還するか否かの決断を左右する問題だといえる。

南相馬市（小高区）、田村市（都路地区）、楡葉町、川内村、広野町の5市町村を対象として、病院、診療所、歯科診療所、薬局について、本件事故前と本件事故後の変遷をまとめたのが、下図である（甲C306号証）。

医療機関等の推移			
	平成23年3月1日現在	平成29年12月現在	特記事項
南相馬市（小高区）			
病院	2	1	
診療所	8	3	
歯科診療所	5	0	
薬局	4	2	
田村市（都路地区）			
病院	0	0	
診療所	1	1	
歯科診療所	1	1	
薬局	0	0	
楡葉町			
病院	0	0	
診療所	5	4	東京電力福島第二原発診療所含む（事故後も診療継続）、 県立大野病院付属ふたば復興診療所新設
歯科診療所	0	1	
薬局	3	0	
川内村			
病院	0	0	
診療所	1	2	
歯科診療所	0	0	
薬局	0	0	
広野町			
病院	1	1	本件事故後も休院していない
診療所	5	3	
歯科診療所	2	1	
薬局	2	1	
合計	40	21	

医療機関の推移は、以上のとおりであり、医療機関が本件事故前と同等の状況にあるとは言えず、診療所が再開した地域においても、薬局は再開していないなど、本件事故前と同水準の医療サービスが確保されているとは評価できない現状にある。

第6 経済活動について

1 相双地区での卸売業と小売業における本件原発事故前後の事業所数と従業員数は、以下の図の通りである（甲C307号証）。

(1)卸売業										
地区	事業所数					従業者数				
	平成19年 (事業所)	構成率 (%)	24 (事業所)	構成率 (%)	増減率 (%)	平成19年 (人)	構成率 (%)	24 (人)	構成率 (%)	増減率 (%)
合計	4,869	100.0	3,682	100.0	△24.4	39,146	100.0	27,940	100.0	△ 28.6
県北地区	1,072	22.0	839	22.8	△ 21.7	8,737	22.3	6,962	24.9	△ 20.3
県中地区	1,650	33.9	1,322	35.9	△ 19.9	15,510	39.6	11,354	40.6	△ 26.8
県南地区	263	5.4	208	5.6	△ 20.9	1,489	3.8	1,221	4.4	△ 18.0
会津地区	731	15.0	543	14.7	△ 25.7	4,568	11.7	3,351	12.0	△ 26.6
南会津地区	39	0.8	24	0.7	△ 38.5	135	0.3	81	0.3	△ 40.0
相双地区	387	7.9	179	4.9	△ 53.7	2,574	6.6	860	3.1	△ 66.6
いわき地区	727	14.9	567	15.4	△ 22.0	6,133	15.7	4,111	14.7	△ 33.0

(2)小売業										
地区	事業所数					従業者数				
	平成19年 (事業所)	構成率 (%)	24 (事業所)	構成率 (%)	増減率 (%)	平成19年 (人)	構成率 (%)	24 (人)	構成率 (%)	増減率 (%)
合計	21,255	100.0	14,303	100.0	△32.7	125,606	100.0	87,748	100.0	△ 30.1
県北地区	4,879	23.0	3,601	25.2	△ 26.2	30,670	24.4	23,392	26.7	△ 23.7
県中地区	5,338	25.1	3,852	26.9	△ 27.8	33,788	26.9	25,393	28.9	△ 24.8
県南地区	1,598	7.5	1,198	8.4	△ 25.0	8,805	7.0	6,743	7.7	△ 23.4
会津地区	3,426	16.1	2,354	16.5	△ 31.3	17,467	13.9	11,753	13.4	△ 32.7
南会津地区	519	2.4	375	2.6	△ 27.7	2,002	1.6	1,471	1.7	△ 26.5
相双地区	2,168	10.2	706	4.9	△ 67.4	11,654	9.3	4,318	4.9	△ 62.9
いわき地区	3,327	15.7	2,217	15.5	△ 33.4	21,220	16.9	14,678	16.7	△ 30.8

相双地区においては、平成19年には卸売業で387事業所、小売業で21

68事業所あったものが、本件原発事故後の平成24年には卸売業で179事業所と約54%減少し、小売業で706事業所と約67%減少している。従業員数についても、平成19年には卸売業で2574人だったのが平成24年には860人と約67%減少し、小売業で11654人だったのが平成24年には4318人と約63%減少している。本件原発事故によって、相双地区における事業活動が大打撃を受けたことは明らかである。

また、平成24年の南相馬市、田村市、広野町、楡葉町、川内村の各事業所数について言えば、田村市は7割程度の回復が見られるものの、南相馬市は50%程度、広野町、楡葉町、川内村については、2割にも満たない再開状況である（甲C308号証）。

	平成19年		平成24年	
	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数
田 村 市	590	2756	422	2078
南 相 馬 市	948	5653	474	2749
広 野 町	61	228	8	24
楡 葉 町	76	345	…	…
川 内 村	41	97	6	19

第7 まとめ

以上のとおり、旧緊急時避難準備区域及び一時避難要請区域においては、住民の人口や居住者数が本件原発事故前と比較して大幅に減少していることや、中間指針等で賠償の対象とされた期間以降も、多数の住民が避難生活を続け、未だに相当数が避難生活を継続している状況である。また、除染も不十分であり、教育機関における児童数は本件原発事故以前と比較し大幅に減少し、ほとんど回復傾向になく、十分な医療サービスを提供するに足る医療機関の確保もできていな

い。経済活動も、ほとんどの事業所が営業の再開ができていない状況である。

かかる社会的事実からは、たとえ短期間であったとしても、政府ないし自治体から避難を促された旧緊急時避難準備区域、一時避難要請区域においては、居住することが可能となったとしても、その被害がすぐに回復されるものではなく、少なくとも中間指針等の賠償期間及び賠償額では到底填補されていないことが明らかである。

以 上